

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（平成25年）

1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許可判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成25年中に**在留特別許可された事例18件**、**在留特別許可されなかった事例22件**について、**類型別**に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も毎年公表する予定です。

(注1)難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許可の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

(注2)注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

(注3)次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約20年2月	約20年1月	約10月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法残留	約2年1月	約1年1月	約2年4月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	手続を失念し、不法残留となったもの。
3	出頭申告	不法入国	約14年5月	約14年5月	約6月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	手術を要する重篤な心臓病に罹患しており、本邦において適切な治療を施す必要があったもの。
4	出頭申告	不法入国	約8年11月	約8年11月	約7年3月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
5	当局摘発	不法入国	約26年2月	約26年2月	約15年5月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約13年10月	約10月	約6年3月	無	無	同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。 被退去強制手続歴1回あり。
2	当局摘発	不法就労助長 刑罰法令違反 等	約6年2月	1月 (不法残留)	約6月	無	入管法違反（不法就労助長）により、懲役1年6 月、執行猶予3年、罰金50万円の判決	不法残留者などを斡旋する人材派遣業を営み、斡旋に際して偽造在留カードの手配な どもしていたもの。
3	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約23年8月	約1年5月 (不法残留)	約11年8月	無	覚せい剤取締法違反により、懲役1年4月の判決	過去にも覚せい剤取締法違反による刑事処分あり。 被退去強制手続歴2回あり。 同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
4	警察逮捕	不法残留	約9年3月	約4年11月	約5月	無	強制わいせつにより、懲役1年6月、執行猶予3 年の判決	強制わいせつにより刑事処分を受けた後、婚姻したが、その後、詐欺で逮捕され不法残留 となったもの。
5	警察逮捕	不法入国	約15年10月	約15年10月	約2月	無	無	逮捕後に婚姻が成立したもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反	約9年2月		約8年6月	無	入管法違反（資格外活動助助）により、懲 役1年、執行猶予4年、罰金10万円の判決	虚偽の文書を作成し、数十人の外国人に不正に在留資格を取得させるなどして報酬を得 ていたもの。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約7年9月	約5年9月	約1年	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「永住者」
2	出頭申告	不法残留	約16年	約15年11月	約4月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「特別永住者」
3	出頭申告	不法残留	約3年10月	約3年9月	約8月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「特別永住者」
4	出頭申告	不法残留	約13年3月	約11年	約1月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は「永住者」 婚姻前に長期間の同居事実が認められたもの。
5	出頭申告	不法入国	約5年1月	約5年1月	約1年7月	1人 (未成年者)	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は「定住者」 子は「定住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法入国	約7年10月	約7年10月	約4月	無	無	被退去強制手続歴1回あり。
2	当局摘発	資格外活動	約2月	約2月	約1月	無	無	在留資格「短期滞在」の許可を受けて在留中、専らホストとして資格外活動していたもの。同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
3	入国審査官からの通報	不法入国 刑罰法令違反	約18年10月	約18年10月	約4年4月	無	入管法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反により、懲役2年10月、罰金40万円の判決	日系人と身分を偽って不法入国し、偽装滞在していたもの。違法薬物の密売に関与していたもの。
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約2年1月		約3年9月	無	覚せい剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反	約12年11月		約1年1月	1人 (未成年者)	覚せい剤取締法違反及び道路交通法違反により、懲役2年、執行猶予3年の判決	被退去強制手続歴1回あり。 子は本国の両親が監護・養育していたもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約4年4月	約2年5月 (不法残留)	約6年10月	無	器物損壊、住居侵入及び窃盗により、懲役3年の判決	刑務所入所中に不法残留となったもの。

(3) 外国人家族の場合（注：違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの）

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法入国	約14年10月	約14年10月	子：不法残留(在日期間:約12年6月, 違反期間:約7年10月)・12歳 子：不法残留(在日期間:約9年, 違反期間:約4年4月)・9歳	本人及び長子 在留資格:定住者 在留期間:1年 二子 在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	内妻(子の母親)は死亡。
2	出頭申告	不法入国	約21年	約21年	子：本邦出生後、在留資格未取得・14歳	母子とも、 在留資格:定住者 在留期間:1年	子の父親は所在不明。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	出頭申告	不法入国	約3年9月	約3年9月	配偶者：不法残留(在日期間：約7年11月, 違反期間：2年11月) 子：本邦出生後, 在留資格未取得・4歳	家族全員で出頭申告したもの。
2	出頭申告	不法入国	約8年9月	約8年9月	配偶者：不法残留(在日期間：約9年8月, 違反期間：約8年8月) 子：本邦出生後, 在留資格未取得・6歳 子：本邦出生後, 在留資格未取得・0歳	家族全員で出頭申告したもの。
3	出頭申告	不法入国	約18年6月	約18年6月	配偶者：不法入国(在日期間：約10年11月, 違反期間：約10年11月) 子：本邦出生後, 在留資格未取得・7歳 子：本邦出生後, 在留資格未取得・5歳	家族全員で出頭申告したもの。
4	当局摘発	不法残留	約9年6月	約9年3月	配偶者：不法残留(在日期間：約8年2月, 違反期間：約7年11月) 子：本邦出生後, 在留資格未取得・4歳 子：本邦出生後, 在留資格未取得・2歳 子：本邦出生後, 在留資格未取得・0歳	家族全員で摘発を受けたもの。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約21年	約20年11月	無	本邦に生活基盤がある	在留資格：定住者 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法入国	約11年3月	約11年3月	無	実子の監護, 養育	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本国籍を有する実子を監護, 養育しているもの。
3	警察逮捕	不法残留	約1年8月	約4月	無	技能実習の継続	在留資格：技能実習2号口 在留期間：1年	受入れ機関が手続を失念したもので, 不法残留となった経緯等に本人の帰責性が低く, 新たな実習受入先が決まるなど, 以後の適正な在留が見込まれたもの。
4	市区町村から通報	不法入国	約13年4月	約13年4月	無	病気治療	在留資格：特定活動 在留期間：6月	脳出血により帰国が困難な状況であったもの。

5	児童相談所保護	出生後資格未取得	約16年5月	約16年3月	無	本邦での生活及び病気治療の継続	在留資格:定住者 在留期間:3年	母親に遺棄され、骨形成不全症を患っていたもの。
6	警察保護	不法残留	約6月	約6月	無		在留資格:特定活動 在留期間:3月	人身取引被害者として公的機関に保護されたもの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	資格外活動	約3年1月	約7月	無	借金があるので日本で働きたい	在留資格「人文知識・国際業務」の許可を受けて在留中、専ら清掃作業員として資格外活動していたもの。
2	警察逮捕	在留資格取消	約1年7月		電磁的公正証書原本不実記録・同供用により、懲役2年、執行猶予3年の判決	日本人婚約者と婚姻、同居したい	在留資格「日本人の配偶者等」の許可を受けて在留中であつたが、偽装結婚であることが判明し、在留資格を取り消されたもの。 日本人婚約者との同居事実はなかったもの。
3	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約14年2月	約2年 (不法残留)	窃盗により、懲役2年8月の判決	日系三世である 本邦に生活基盤がある	刑務所入所中に不法残留となったもの。 被退去強制手続歴1回あり。
4	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約11年8月	約8年8月 (不法残留)	強盗致傷、窃盗及び強盗により、懲役11年の判決	日系二世である 日本で働きたい	刑務所入所中に不法残留となったもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約20年3月	約4年3月 (不法残留)	窃盗及び盗品等有償譲受けにより、懲役5年、罰金50万円の判決	本邦に生活基盤がある 本邦での会社経営を続けたい	刑務所入所中に不法残留となったもの。
6	警察逮捕	不法就労助長 刑罰法令違反	約7年8月		風適法違反及び入管法違反(不法就労助長)により、罰金50万円の略式命令	本邦に生活基盤がある 日本人男性との交際を継続したい	在留資格「永住者」の許可を受けて在留中、自ら経営するスナックで外国人を不法就労させていたもの。 交際中の日本人男性には別に妻子があり、同居事実はなかったもの。